

2020年7月23日

日本人学校協同組合組合員各位

4・5月一時利用停止届受取停止に伴うバス代の返金について

日本人学校協同組合
理事長 小淵貴裕

日頃より通学バスの安全運行にご協力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染対策にもご協力いただいているところと存じます。

4月22日付け当組合からの通知に関しまして4・5月分バス代の返金について回答申し上げます。

(4・5月バス料金の返金についての対応)

7月度理事会にて、4・5月バス料金の返金を行わないことが全会一致で可決されました。

(理由)

バス会社からのバス賃借料減額分とシンガポール政府からの補助金を今年度の赤字分の補てんとさせていただくため。

4月22日の理事会からの通知で最悪の事態を避けるための措置で4・5月の一時停止届提出の一時停止をお願いいたしました。しかしながら、今年度1976名/月を見込んでいた利用者数は1791名/月と想定を超え激減し、現状では大幅な赤字決算となる見込みです。

バス会社からのバス賃借料減額分とシンガポール政府からの組合職員への補助金を確保することが出来ましたが、それを組合員の皆様に返金しなくても、今年度は大幅赤字決算になる予想です。

今後利用児童・生徒の増加が見込めるのであれば、返金の可能性は出てくるとの見解もありました。しかし、新型コロナウイルス感染防止水際対策に関連した現在のシンガポールの入国状況を鑑みると今回の激減を回復するだけの利用者数は見込めないとの判断に至りました。

通常、収入が減少すればコスト削減のため、運行バスの台数を減らし現在の路線数を見直します。それにより路線が統合され現在のポイントを使うことが出来なくなる児童・生徒が出てくるでしょう。しかし、それは当組合の趣旨・目的から外れます。現在利用している児童・生徒を一番に考えて現在の路線で運行しますので大幅赤字は回避できないと考えます。

まずはバス会社からの賃借料減額分を赤字分に充当させていただき、それでも足りない分は過去からの余剰金をつかうことで理事会の承認を得ました。

組合員の皆様には今回の対応についてご異存がある方もおられると思います。しかしながら、組合の存続こそが通学する児童・生徒の安全・安心を守ることとご理解いただき、引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上